

文化活動功績者・ スポーツ功績者推薦してください

町では文化活動及びスポーツで優れた功績をおさめた個人・団体を表彰します。

そこで次のような方が身近にいらっしゃいましたら行政連絡員等にお知らせください。なお、文化賞については、過去に受賞された方でも今年度同じ功績をおさめた方は対象となります。

◆文化功労者

おおむね30年以上、町の文化振興に尽くしその功績が特にすぐれているもの

◆文化奨励賞

公的・県下の権威ある団体主催の県大会で最高賞を受賞または東北・全国大会での優秀な業績者

◆少年文化奨励賞

小・中学生、高校生を対象に公的・県下の権威ある団体主催の県大会で最高賞を受賞または東北・全国大会での優秀な業績者

◆スポーツ功労賞

学校体育・社会体育の振興に貢献しその業績の著しいもの、また体育・スポーツに関する学問的研究で顕著な成果をあげたもの

◆スポーツ指導者賞

10年以上にわたり選手の養成、スポーツ団体の育成指導に寄与しその功績の著しいもの

◆スポーツ奨励賞

県の連盟・協会等が公認した県大会・県民体育大会・青年大会で優勝したもまたは新記録を樹立したものと及び東北大会で入賞したものの、全国大会へ出場したものの(新人戦は除く)

◇推薦締切

平成17年12月22日(木)

◇問い合わせ

教育委員会社会教育課社会教育係 TEL 69 - 1112

教育委員会小泊事務所 TEL 64 - 2679

新春を駆け抜けよう 元旦マラソン

平成18年1月1日(日) 午前8時30分集合
午前9時スタート

集合場所 体育センター前

みなさん ご参加ください

心配ごと、お気軽にご相談ください

12月14日：竹内 恭一 田中 健一

12月21日：横山 光枝 菊池 俊一

1月4日：葛西 嘉四次 成田 寛

情報 伝言板

冬期・年末年始の ごみの収集についてお知らせ

【中里地域】

平成17年12月12日(月)から平成18年3月31日(金)まで、冬期のごみ収集期間となります。

このため、雪などでごみ収集車が入れない地区の方は、ご面倒でも昨年同様に本道路までごみを出して下さいますようお願いいたします。

ごみの出し方は普段と変わりありません。地区の決められた日の朝8時までに決められた方法(分別指定袋に入れ記名)で出して下さい。

平成18年1月1日～3日までは、ごみの収集は休みです。

平成17年12月30日～平成18年1月3日まで、尾別ごみ処分場は休みです。

【小泊地域】

平成17年12月31日～平成18年1月3日まで、ごみの収集は休みです。

平成17年12月29日～平成18年1月3日まで、小泊処分場は休みです。

＜ごみの出し方についてのお願い＞

最近、燃えないごみの中に、ガス抜きをしていないスプレー缶が入っております。これらの処理は圧縮をかけて運搬しますので、重大な事故につながる恐れがあり大変危険ですから、必ずガスを抜いてから出して下さるようご協力をお願いいたします。

詳しいお問い合わせは、役場環境衛生課まで

TEL 57 - 2111 (内線38・60)

中央公民館

「津軽凧づくり教室」受講者募集

中央公民館では、下記のとおり「津軽凧づくり教室」を実施しますので、参加を希望される方は電話等でお申込ください。

【日 時】平成18年1月12日(木) 13日(金)

【場 所】中央公民館大ホール

【対象者】児童と父母、または一般町民

【募集者数】20名

【受講料】材料代として1枚600円(2枚凧の大きさ)
中泊町子ども会育成連合会に登録されている場合は、連合会で負担しますので、個人負担は必要ありません。

【申込締切】平成17年12月22日(木)(ただし、定員になり次第締切らせていただきます)

【申込先】中央公民館 TEL 57 - 2341

県税の納税証明書の 交付申請について

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明する物ですから、窓口においていただいた方の確認等を厳格に行わせていただいております。

来所される際には、印鑑（法人の場合は代表者印）と本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。代理人が申請する場合は、委任者（法人の場合は代表者）が署名・押印した委任状と、委任者の印鑑登録証明書の提示が必要となります。委任状は、申請用紙の所定の委任欄を使用することもできます。

【問い合わせ先】

五所川原県税事務所総務課 TEL 34 - 2111（内線205）

自衛隊生徒募集

【応募資格】

- ・平成18年4月1日現在、15歳以上17歳未満の（平成元年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた者）男子で中学校卒業者又は中等教育学校の前期課程修了者（平成18年3月に中学校卒業又は中等教育学校の前期課程修了見込みの者を含む）

【受付期間】 平成17年11月1日（火）～平成18年1月10日（火）まで（締切日必着）

【試験期日】 平成18年1月14日（土）

【試験場所】 五所川原地域職業訓練センター

【問い合わせ先】

自衛隊青森地方連絡部 五所川原募集事務所
TEL 0173 - 35 - 2305

平成18年度「国有林モニター」の募集

東北森林管理局では、国有林の管理・経営に皆さんの声を役立てていくため、モニターを募集しています。

【募集人員】 48人

【募集期間】 平成17年12月28日（水）まで

【任 期】 平成18年4月～平成19年3月

【内 容】 アンケートの回答、国有林モニター会議への出席など

【そ の 他】 応募資格、応募方法など詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

東北森林管理局 国有林モニター係
TEL 018 - 836 - 2274 FAX 018 - 836 - 2931
東北森林管理局ホームページからもご覧いただけます。<http://www.tohoku.kokuyurin.go.jp/>

『新年を祝う集い』開催のお知らせ

『新年を祝う集い』を次のとおり開催します。ぜひご参加ください。

【日時】 平成17年1月4日（水）午後2時

【場所】 総合文化センター「パルナス」ホール

【会費】 3,500円

【申込】 平成17年12月22日（木）までに次の所属に備え付けの申込用紙に記入のうえ、会費を添えてお申込ください。

役場総務課 TEL 57 - 2111

小泊支所 TEL 64 - 2111

武田出張所 TEL 57 - 2101

内潟出張所 TEL 58 - 2111

パルナス TEL 69 - 1111

青森県産業別最低賃金改正のお知らせ

『青森県産業別最低賃金』は、平成17年12月21日から、以下のとおり改正されます。

鉄鋼業 / 時間額726円

電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 / 時間額669円

各種商品小売業 / 時間額664円

自動車小売業 / 時間額703円

なお、前記の産業以外の、県内で働くすべての労働者に適用される『青森県最低賃金』は、平成17年10月1日から、時間額608円です。

最低賃金に関するお問い合わせは、青森労働局 賃金室（TEL 017 - 734 - 4114）または、五所川原労働基準監督署（TEL 0173 - 35 - 2309）まで。

詳細については青森労働局のホームページ(<http://www.aomori.plb.go.jp/>)でもご覧いただけます。

製造事業所の皆様へ 工業統計調査にご協力ください

平成17年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施にあたっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

【問い合わせ先】

役場企画調整課 TEL 57 - 2111（内線50）

中泊町の平成18年度の一般競争(指名競争) 参加資格審査申請書の受付について

中泊町では、下記のとおり平成18年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の受付をします。

- 1 提出先 〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山434-1
中泊町役場 財政課管財係
TEL 0173-57-2111 (内線42)
ホームページ <http://www.town.nakadomari.lg.jp/>
- 2 受付期間 平成18年1月4日～1月31日まで(町内・町外問わず)
- 3 有効期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間
- 4 申請書様式 国土交通省様式
- 5 提出方法 持参又は郵送でも受付しますが次のことに注意して下さい。
(1)A4判フラットファイルに綴じて提出のこと。(止め部分金属不可)
(2)表紙及び背表紙に会社名を記載すること。
(3)添付書類のうち証明書関係は写しでも可能です。
(4)代理人が町民課に納税証明書の申請をする場合委任状が必要です。
- 6 その他 宛名は中泊町長とすること。
今回の受付は、平成17年度に参加資格審査申請書を提出していない業者を対象とします。

番号	書類名	建設工事	測量 建設コンサルタント等	物品製造等 (役務提供含む)	備考
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	○	○	○	国土交通省様式
②	営業所一覧表	○	○	○	
③	業態調書	○	○	—	
④	工事(業務)経歴書	○	○	○	
⑤	建設業許可証明書	○	—	—	
⑥	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書	○	—	—	
⑦	技術職員名簿	○	○	○	
⑧	登録証明書	—	○	○	
⑨	国税・県税・市町村税納税証明書(未納がない事がわかるもの) 例えば国税については、未納のない証明(その3の2)又は(その3の3)	○	○	○	地方税については営業所の分を提出し、直前2年分とする。(国税については直前分)
⑩	営業の沿革	○	○	○	創業から現在に至る間の営業所開設年や許可・資格等の取得年を記入してください。
⑪	委任状	○	○	○	年間委任する場合提出して下さい。なお、中泊町の方は提出不要。
⑫	使用印鑑届	○	○	○	
⑬	印鑑証明書	○	○	○	
⑭	財務諸表類	○	○	○	直前2年分
⑮	会社登記簿謄本	○	○	○	
	身分証明書(個人の場合)	○	○	○	個人企業の場合

中山間地域等直接支払制度 概要公表

中山間地域等直接支払制度における当町において認定された集落協定の概要を公表します。

1. 集落協定された集落及び協定参加人数

協定集落名	協定参加人数
宮野沢	33人
尾別	4人
薄市	45人
今泉	24人
小泊	15人
計 5集落	121人

2. 交付金対象面積及び交付金額

協定集落名	急・緩傾斜の別	交付金対象面積(m ²)	交付金額(円)
宮野沢	急傾斜	33,673	565,706
	緩傾斜	302,681	1,937,158
尾別	緩傾斜	42,866	274,342
薄市	緩傾斜	483,782	3,096,204
今泉	緩傾斜	161,566	1,034,022
小泊	緩傾斜	73,588	470,963
小計	急傾斜	33,673	565,706
	緩傾斜	1,064,483	6,812,689
合計		1,098,156	7,378,395

中山間地域等直接支払制度

農業・農村には、食料を生産するだけでなく、災害の防止や安らぎの場の提供など、いわゆる「多面的機能」があります。しかし、中山間地域（一定要件以上の傾斜地）では、農地の管理がままならず、耕作放棄の発生など荒廃により、「多面的機能」の低下が心配されています。そこで、このように農業生産の条件が不利な農地を耕作している農家や生産組織に交付金を直接支払い、健全な農地、農村を守っていこうというものです。

パルナス

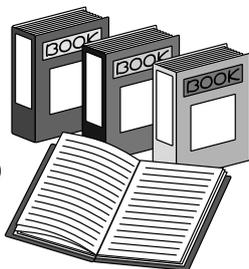
図書館情報

今月のMiniコレクション

「手編みに挑戦！」

「雪」

をテーマにした本の展示をします。



新刊情報

激流	柴田よしき (徳間書店)
魔王	伊坂幸太郎 (講談社)
恋せども、愛せども	唯川 恵 (新潮社)
きみの友だち	重松 清 (新潮社)
愛し続けるのは無理である	内館 牧子 (講談社)

鳥インフルエンザについて

今年の1月以来、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生しております。鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて、正しい知識を身につけてください。

■鶏肉・卵の安全性

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという例はありません。

■鶏など鳥類を飼っている方へ

鳥インフルエンザは、渡り鳥からのウイルス感染が要因となります。渡り鳥や渡り鳥と接触のある野鳥を避けるため、鳥は放し飼いにせず、鳥小屋・運動場は防鳥ネットで囲ってスズメやカラス、ハト等の野鳥が入らないようにしましょう。

次の症状がある場合は鳥を素手で触ったり土に埋めたりせずに、家畜保健所にご相談ください。

- ・肉冠や肉垂の出血
- ・顔の浮腫
- ・脚の皮下出血
- ・産卵低下
- ・下痢
- ・神経症状
- ・連続する急死等

■死亡した野鳥を見つけた場合

野鳥は、冬のエサ不足、環境の厳しさや他の病気で死亡することがあります。野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、素手で触らず、ビニールの袋に入れて一般廃棄物として処分することができます。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、下記問い合わせ先にご連絡ください。

※多数の鳥が死亡しているなど不自然な場合はご相談ください。

【問い合わせ先】

- ・西北地方農林水産事務所 TEL 0173-72-6614
- ・西北地方農林水産事務所
つがる家畜保健衛生所 TEL 0173-42-2276
- ・中泊町役場 産業課 TEL 57-2111 (内線29)

今月の納税

○町 県 民 税 4 期

○国民健康保険税 6 期

〈納税期限 12月28日〉

※納税に関するお問合せは役場税務課課税係まで
☎57-2111 内線46・47